

軽自動車税の税率が改正されます

平成26年度の地方税法の一部改正により、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪及び二輪の小型自動車の税率が平成27年度から引き上げとなります。 → **表①**

ただし、三輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車から税率が引き上げとなります。 → **表②**

また、グリーン化を進める観点から、賦課期日に、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車の税率は、平成28年度から引き上げとなります。 → **表②**

★毎年4月1日に初期登録^{*1}を受けた場合、当該年度より軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

例) 平成27年4月1日初期登録^{*1} ⇒ 平成27年度より新税率

平成27年4月2日以降初期登録^{*1} ⇒ 平成28年度より新税率(平成27年度は課税されません)

表① 【原動機付自転車等】平成27年度から下表のとおり課税されます。

車 種 区 分		税 率(年 額)	
		平成26年度まで	平成27年度から
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー (50cc以下)	2,500円	3,700円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
軽 二 輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
雪 上 車		2,400円	3,600円

表② 【軽自動車(三輪以上の車両)】平成27年度から初期登録^{*1}年月により税率が異なります。

車 種 区 分			税 率(年 額)		
			平成27年度から		
			平成27年3月31日以前に初期登録 ^{*1} を受けた車両は現行税率のまま課税されます。 (初期登録 ^{*1} から13年間)	平成27年4月1日以後に初期登録 ^{*1} を受けた車両は新税率が課税されます。 (初期登録 ^{*1} から13年間)	グリーン化の観点から、初期登録 ^{*1} から13年を経過した車両について平成28年度以降重課税率 ^{*2} が課税されます。
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

*1.初期登録とは初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けたものをいいます。

初期登録年月は自動車検査証の初度検査年月をご覧ください。

*2.動力源が、電気、ガソリン電力併用、天然ガス、メタノール、混合メタノールの軽自動車等は対象外です。

＜お問い合わせ先＞ 鏡野町 住民税務課 TEL(0868)54-2985(直通)

